

安全管理規程

平成18年12月27日
大阪市建設局

目 次

第1章	総則	1
第2章	経営トップの責務	2
第3章	安全管理の組織	3
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任	3
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	3
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限	4
第7章	安全管理規程の変更	4
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画	4
第9章	運航の可否判断	4
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達	5
第11章	輸送に伴う作業の安全確保	5
第12章	輸送施設の点検整備	6
第13章	海難その他の事故の処理	6
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等	7
第15章	雑則	7

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、大阪市建設局（以下「建設局」という。）内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、建設局の使用する渡船（以下「船舶」という。）の運航業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって建設局一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、建設局内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	建設局において最高位で指揮し、管理する個人（建設局長）
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための建設局全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップにより選任された、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者、また運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(8)	船舶職員	船舶作業員で渡船運航業務に従事する者
(9)	船長	船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に定める海技免状を有し、渡船の操縦に従事する者
(10)	他の船舶職員	作業基準第2条に定める輸送に伴う作業のうち上記（9）以外の作業に従事する者
(11)	乗客等	乗客及び大阪市建設局渡船事務所運送約款第2条第2項に定める乗客の携行する貨物
(12)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発航時刻等に関する計画
(13)	配船計画	乗客の需要に見合う配船、入渠、予備船の投入等に関する計画
(14)	配乗計画	乗組員の編成及び配員に関する計画
(15)	発航	現在の停泊場所（詰所側）から係留装置を取りはずし、目的の航行を開始すること
(16)	基準航行	基準経路を速力基準により航行すること
(17)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」を行うこと
(18)	運航の中止	発航又は基準航行を中止すること
(19)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点に引返すこと

(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向により異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、距離)、標準運航時刻、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物等	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条、並びに大阪市建設局渡船事務所運送約款第4条第2項第1号及び第2号に定めるもの
(25)	陸上施設	台船(防舷設備を含む。)、栈橋、乗客待合所等船舶の係留、乗客等の乗降用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 乗客等の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、乗客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震等、災害が発生した場合又はその恐れがある場合においては、大阪市災害対策本部条例(昭和38年大阪市条例第13号)の定めるところにより、応急的に迅速かつ的確な緊急措置を行う。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、渡船事業全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び大阪市建設局渡船事務所運送約款の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる事業の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、船舶職員へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び大阪市建設局渡船事務所運送約款の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|-------------|-----|--------|
| (1) 安全統括管理者 | 1名 | 管理担当課長 |
| (2) 運航管理者 | 1名 | 渡船事務所長 |
| (3) 運航管理補助者 | 若干名 | |

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 傷病その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反する等により、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (4) その他経営トップが必要と認めるとき

(運航管理補助者の任免)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を任免する。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第13条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第14条 運航管理者は、本市就業規則に定める勤務時間中は、原則として渡船事務所に勤務するものとし、職場を離れるときは同所に勤務する運航管理補助者と常に連絡できる体制になければならない。

- 2 運航管理者は、前項による連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者は運航管理補助者にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に連絡が不能となったときは、運航管理補助者が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第15条 運航管理補助者は、本市就業規則に定める勤務時間中は、原則として渡船事務所に勤務するものとし、勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に申し出なければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第16条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第17条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航管理及び輸送の安全及び事故の処理等に関する職務を統轄し、安全管理規程を遵守してその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、運航管理補助者及び船舶職員等を指揮監督して輸送の安全を図ること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第18条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第19条 安全統括管理者又は運航管理者は、関係法令の改正、使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に留意し、当該事項に変更が生じたときは船舶職員の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、安全統括管理者又は運航管理者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第20条 経営トップは、運航管理者の意見を聴いて運航計画及び配船計画を作成又は改定する。

- 2 運航管理者は前項の意見を述べるにあたっては使用船舶の性能、航路の交通状況及び自然条件等の見地から安全性を検討しなければならない。

(配乗計画の作成及び改定)

第21条 経営トップは、運航管理者の意見を聴いて配乗計画を作成又は改定する。

2 運航管理者は前項の意見を述べるにあたっては法定職員が定数確保、勤務者の過労防止及び航路事情精通者の配置等について、その安全性を検討しなければならない。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第22条 運航管理者は、気象・海象又は船舶、陸上施設等の状況により臨時に運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、船舶職員と協議をして臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第23条 船長は、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に報告しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船舶職員がとるべき措置については、運航基

準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 24 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより発航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から発航を中止する旨の報告がないとき又は発航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 25 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第 26 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 27 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、必要に応じ船舶職員に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 関係官公庁及び委員会等から発する運航に関する情報
- (3) 船舶の動静
- (4) その他、船舶の航行の安全確保に資する情報

(船舶職員の措置)

第 28 条 船舶職員は、次に掲げる事項を必ず運航管理者に報告しなければならない。

- (1) 搭載した乗客及び軽車両数並びに運航回数
- (2) 船舶及び陸上施設等の点検結果
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (4) 運航計画又は航行の安全に係る船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が発生したとき

2 船舶職員は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に報告するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航路付近の船舶の動静

(運航基準図)

第 29 条 運航管理者は、船舶職員と協議して運航基準図を作成しなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全確保

(作業体制)

第 30 条 運航管理者は、船舶職員を指揮して輸送に伴う作業の安全確保を図らなければならない。

2 輸送に伴う作業の分担及び作業体制については、作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 31 条 危険物その他、乗客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(乗客の乗下船等)

第 32 条 乗客の乗船及び下船、並びに船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(船内点検)

第 33 条 船舶職員は、離岸後すみやかに船舶上を点検し、大阪市建設局渡船事務所運送約款第 7 条に定める乗客が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認しなければならない。

2 船舶職員は、前項の点検中に異常を発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

3 船舶職員は、点検結果を点検記録簿に記録するものとする。

(乗客等の遵守すべき事項の周知)

第34条 運航管理者及び船舶職員は、作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において乗客の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第35条 船舶職員は、飲酒等により正常な業務ができないおそれがある間は業務を実施してはならない。また、いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、業務を実施してはならない。

2 船長は、飲酒等により正常な業務が出来ないおそれのある者に業務を実施させてはならない。また、いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、業務を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第36条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第37条 船舶職員は、輸送施設点検整備表に基づき、船体、機関、諸設備及び諸装置等について、毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、始発前の発航前点検は必ず実施しなければならない。

2 船舶職員は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第38条 船舶職員は、輸送施設点検整備表に基づいて、毎日2回以上、陸上施設について点検し、異常のある箇所を発見したときは、直ちに運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第39条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、他のすべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

(船長のとるべき措置)

第40条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、乗客の不安を除去するための措置等必要な措置を講じるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者に報告しなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発ししなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第41条 運航管理者は、船舶職員等からの報告によって事故の発生、又は船舶の動静不明を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じるとともに、安全統括管理者へ報告しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第42条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ報告しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第43条 経営トップは、全局的態勢で事故処理をする必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、これを指揮して行うものとする。

2 災害対策本部の組織及び編成は、大阪市災害対策本部条例(昭和38年大阪市条例第13号)に定める大阪市

災害対策本部建設部の組織及び編成をもってこれにあてる。

3 運航管理者の行う事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第44条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官公庁への報告)

第45条 運航管理者又は船舶職員は、事故が発生したときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故原因等の調査)

第46条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

2 経営トップは、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置する。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第47条 安全統括管理者及び運航管理者は、船舶職員、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び防災対策を含む。）、海上衝突予防法等の関係法令及び大阪市建設局渡船事務所運送約款、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故例を調査研究し、随時又は前項の安全教育に併せて船舶職員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第48条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者ととともに年1回以上、事故処理に関する訓練を実施しなければならない。

(記録)

第49条 運航管理者は、前2条の安全教育及び訓練を実施したときは、その概要を記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第50条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査についても行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を建設局内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び防災対策を含む。）及び運航基準図を渡船事務所、船舶並びに各渡船場等、必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第52条 安全統括管理者は、パソコン、庁内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2 船舶職員が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(局内メール)等を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現

反映状況について建設局内へ周知する。

- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成18年12月27日より実施する。

平成20年 5月 1日 改正

平成20年 6月27日 改正